解散公告

当社は、平成二十五年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二十五日

静岡県熱海市上多賀九八〇番地一

株式会社シティライフ

代表清算人　田村　明弘

解散公告

当社は、平成二十五年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二十五日

愛知県小牧市大字入鹿出新田字新道八八二番地の一

有限会社新道倉庫

清算人　林　茂秀

解散公告

当法人は、平成二十五年六月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二十五日

大阪市平野区加美東三丁目三番三〇号

ＮＰＯダイワ

清算人　大町　義春

解散公告

当社は、平成二十五年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二十五日

島根県出雲市斐川町神庭二四六番地

有限会社フジ工業

清算人　周藤　芳夫

解散公告

当社は、平成二十五年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二十五日

広島県福山市神辺町大字川南字四ノ丁五六八番地の二

株式会社バイオ研究所

代表清算人　石岡　立枝

解散公告

当社は、平成二十五年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二十五日

福岡県久留米市諏訪野町二〇四四―一四

有限会社ジェイピーシステム

代表清算人　中山　雅晴

解散公告

当社は、平成二十五年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二十五日

宮崎県小林市堤三〇五九番地九

株式会社ロマンオート

代表清算人　本田　吉稔

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年六月十九日開催の社員総会の決議により、平成二十五年六月三十日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二十五日

仙台市青葉区星陵町二番一号

社団法人東北大学医師会

清算人　下川　宏明

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二十五日

埼玉県深谷市今泉六〇番地二

農事組合法人今泉肥育牛組合

清算人　長谷川久美

解散公告（第一回）

当財団は、平成二十五年七月一日存続期間の満了により解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二十五日

京都府舞鶴市字竹屋小字竹屋町三七番地

財団法人竹栄公社

代表清算人　田中　正夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年七月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二十五日

島根県飯石郡飯南町頓原二三一九番地

財団法人飯南町農業公社

代表清算人　山碕　英樹

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年六月一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二十五日

岡山県苫田郡鏡野町富西谷一二五番地の一

財団法人富畜産公社

代表清算人　山崎　親男

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年六月二十八日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二十五日

北海道滝川市大町一丁目二番一五号

滝川市土地開発公社

代表清算人　吉井　裕視

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十八日付山形県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二十五日

山形県西置賜郡小国町大字舟渡三七一番地

社会福祉法人あさひ福祉会

代表清算人　塩川　徹雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年七月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二十五日

石川県金沢市鞍月一丁目一番地

財団法人石川県観光余暇資源開発公団

代表清算人　蟹由　尚

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年六月二十八日愛媛県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二十五日

愛媛県四国中央市下柏町二一五番地

財団法人下柏本郷公益会

代表清算人　河端　春夏

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年七月一日法人の目的である事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二十五日

高知県高知市桜井町一丁目四番五号

財団法人コレンス洋裁女学院

代表清算人　田中　義明